

回覧

※学校内での回覧に  
ご使用ください。

# 学校安全ナビ

48

令和5年3月号

「名簿更新」のお知らせ...p.1、2

休憩時間の事故防止に向けた取組

～「なくそう！休憩時間の事故」パンフレットの活用を通じて～...p.3、4

災害共済給付に関するお知らせ...p.5、6

防犯対策紙芝居のご紹介...p.7



# 「名簿更新」のお知らせ

年度末になり、新年度に向けての準備が進められていると思いますが、本号では、令和5年度の契約更新（日本スポーツ振興センター（JSC）では「名簿更新」といいます。）について、ご説明します。

災害共済給付契約の継続のための手続きとして、毎年度、**名簿更新の手続き**と**共済掛金の支払い**が必要となります。学校・園の皆様は、設置者の指示により、必要な手続きを行ってください。名簿更新前に確認していただく事項については、次ページをご覧ください。

## ★名簿更新とは・・・

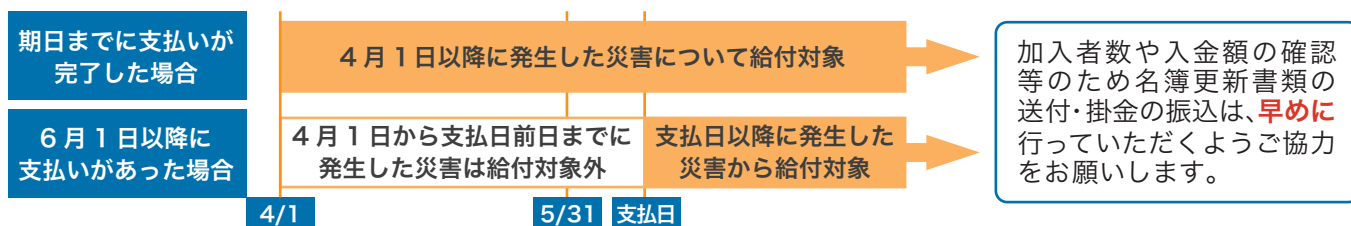
卒業生や新入学者があるため、新年度にあたり、災害共済給付契約に係る児童生徒等の名簿を更新することが必要となります。この手続きを「名簿更新」といいます。

5月1日現在において在籍する児童生徒等の数に基づき、手続きを行います。

5月1日から5月31日までの期間内に名簿更新に必要な書類をJSCに送付し、共済掛金を振り込むことにより、名簿更新の手続きが完了します。

## ● 注意 ●

令和5年5月31日までに手続きが全て完了した場合に限り、令和5年4月1日以降に発生した災害について給付対象となります。**支払期限に遅れた場合は、共済掛金支払日前日までに発生した災害は給付対象になりません。**



◆◆ 名簿更新の手続きは、災害共済給付オンライン請求システムをご利用ください ◆◆

## 名簿更新の手続きの流れ

4月中旬以降にJSCから設置者に名簿更新関係の書類が届く。

保護者の同意が得られた令和5年5月1日現在の加入者数を確定する。

名簿更新書類を作成する。  
5月19日(金)までにご提出くださるようお願いいたします。

※ 災害共済給付オンライン請求システムは、5月1日から手続きが可能となります。

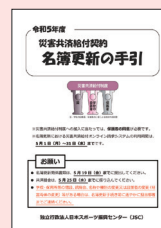
共済掛金を振込先口座に振り込む。  
5月25日(木)までにお振り込みくださるようお願いいたします。

※ 令和4年度中途加入者の共済掛金も併せてお振り込みください。

名簿更新完了

名簿更新に係る事務手続きについては、毎年4月に各設置者宛てに送付する「災害共済給付契約名簿更新の手引」をご確認ください。

(内容は毎年更新されます。必ず最新年度版をご確認ください。)



(イメージ)

## 災害共済給付制度への加入は保護者の同意が必要です！

災害共済給付制度への加入にあたっては、保護者の同意が必要となります。

JSCホームページの「様式ダウンロード」のページに「災害共済給付制度」のお知らせと加入同意書の参考例を掲載していますので、ご活用ください。

なお、加入同意書の参考例のように特記事項を記載することにより、初回の同意後、当該校(園)に在学中は、災害共済給付制度に加入することに同意したものととなります。(例：災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。)

お忘れでは  
ないですか？

## 名簿更新前の確認事項 ①

### 令和4年度 転入学等の通知の提出

令和4年度の契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等により追加加入となった児童生徒等がいる場合は、「年度途中の名簿の追加等について」\*を担当地域部署(裏表紙参照)へ提出してください。当該児童生徒等が転入前に未加入の場合は、令和5年度の名簿更新時に令和4年度分の掛金を併せてお支払いいただくことになります。

契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等があった場合は、転入・新規入学(園)した日の翌月の10日までに「年度途中の名簿の追加等について」\*を担当地域部署へ報告していただくことになっています。

\*様式は、JSCホームページの「様式ダウンロード」に掲載しています。

\*記入方法等について、学校安全ナビ47号(令和4年12月号)に掲載しておりますので、併せてご確認ください。



## 名簿更新前の確認事項 ②

### 法人名、経営母体、学校種の変更や 管内の学校(園)又は保育所等の増設、統廃合等の報告

特に保育所等は  
ご注意ください

法人名、経営母体、学校種の変更や学校(園)又は保育所等の増設、統廃合等がある場合は、災害共済給付オンライン請求システムの登録内容の変更が必要となります。

次の項目に当てはまる場合は、以下のQRコード又はURLにて手順をご確認の上、Web申請をしてください(災害共済給付オンライン請求システムを利用していない設置者であっても、申請が必要となります。申請様式はJSCホームページの「様式ダウンロード」に掲載しています。)

- 法人名・経営母体が変わった場合  
(例:〇〇法人→××法人、公立→私立等)
- 登録している学校分類が変わった場合  
(例:幼稚園→認定こども園)

『学校・設置者情報変更申請』  
をしてください。

- 学校(園)が統合される又は廃校となる  
学校(園)がある場合

『学校統廃合処理申請』  
をしてください。

- 継続加入の手続きを行わない場合(閉校(園)  
する、令和5年度以降加入をやめたい等)

『ユーザID停止申請』  
をしてください。

- 増設の学校(園)がある場合

事前確認書類等の提出が必要となります。  
担当地域部署(裏表紙参照)へご連絡ください。

## ユーザID再発行・パスワード初期化、学校・設置者情報変更等の 申請方法について

ユーザID再発行・パスワード初期化、学校・設置者情報変更等の申請方法については、以下のQRコード又はURLからご確認ください。

なお、異動・退職等に伴うユーザID・パスワード紛失が多く発生していますので、適切な管理・引継ぎを行っていただくとともに、万が一ユーザID・パスワードが不明な場合は、速やかに申請をお願いします。



右のQRコードを読み込むと、スマートフォンやタブレットでも  
ご覧いただけます。

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/pdf/  
web\\_request\\_start\\_2202.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/pdf/web_request_start_2202.pdf)





# 休憩時間の事故防止に向けた取組

～「なくそう! 休憩時間の事故」パンフレットの活用を通じて～



## はじめに

JSCでは、令和3年度に小学校向けの休憩時間の事故防止パンフレット「なくそう! 休憩時間の事故」を作成しました。これは、小学校の事故の約半数が休憩時間に発生しているという事実から、教職員、児童を対象として事故防止への取組の理解を深める内容となっています。本稿では、このパンフレット活用のポイントについて紹介します。



全国学校安全教育研究会  
会長 木間 東平  
(東京都葛飾区立柴又小学校長)

## ● Point 1 休憩時間に起こっている事故を知りましょう

教職員の皆さんは、経験上漠然と休憩時間に児童の事故が多いと感じていると思います。このパンフレットでは、JSCの災害共済給付データ(令和元年度)に基づき、客観的に小学校で休憩時間に起こっている事故についてまとめています。このパンフレットの情報を自校の休憩時間における事故と比較、検討していただき、自校にあった事故防止対策を考えていくことが大切です。

## ● Point 2 授業で活用できるワークシートを提供しています

事故を防ぐには、学級での指導だけでは十分とは言えません。特に休憩時間は、児童にとっては自由に遊べ、気を緩める時間であり、教職員にとっては目が行き届かない時間です。そのため、児童自らが休憩時間の事故防止に努めることが重要です。

そこで、パンフレットの中で紹介している、授業で活用できる休憩時間の事故防止を学ぶ指導案とワークシートを、JSCホームページで公開しています。PDFで提供していますので、タブレット用教材としても活用できます。

実際にこの指導案、ワークシートを活用した授業を次のページで紹介します。本実践は、葛飾区立花の木小学校2年生で行われたものです。

## ● Point 3 休憩時間の事故未然防止『チェックリスト』で自己点検をしましょう



事故防止に向けて学校現場がとるべき「未然防止策」を『チェックリスト』にしてまとめました。各学校現場においては、児童が安心して休憩時間を過ごすことができるよう、このチェックリストを活用して点検し、事故の未然防止に努めてくださることをお願いいたします。



【参考】休憩時間の事故防止対策(JSCホームページ)

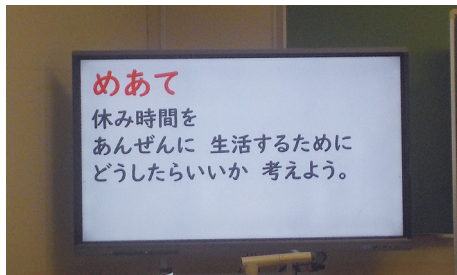
## 「やすみじかんを あんぜんにすごそう」



## 本時の目標

校舎内、運動場・校庭で休憩時間に起こる事故について考え、安全に気を付けて休憩時間を過ごすことができるようにする。

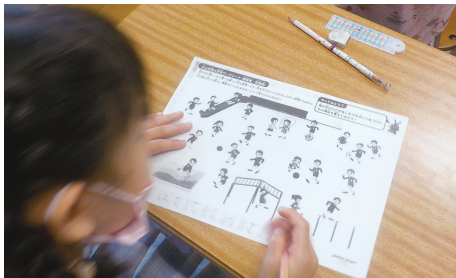
## 導入



クイズなどを通して、自分の学校での休憩時間の事故について考える。

- どんなけがが多いか？
- 場所は？
- けがの部位は？

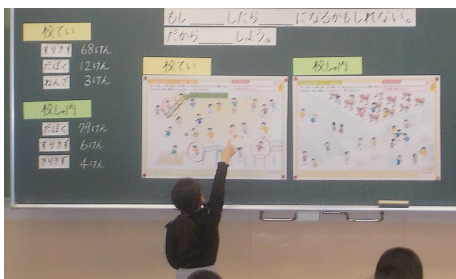
## 展開



① 児童個々が、運動場・校庭で、危険なことをしている場面や危険が予測される場面に○を付ける。(本授業では「校舎内編」も同時に行った。)

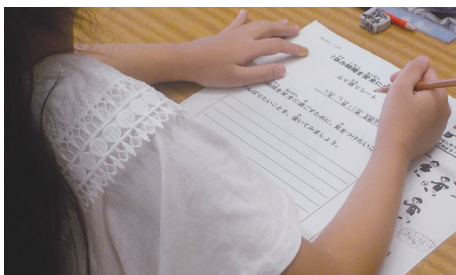
② ○を付けた場面で、「どんな事故が起こるか」「事故を起こさないようにするためには、どうするか」を児童個々で考える。

③ これから起こるかもしれない危険を予測し、解決策や改善策を話し合う。(全体発表)



！ 「もし〇〇したら、〇〇になるかもしれない。だから〇〇しよう（気を付けよう）。」という話型で発表させ、危険予測の力育成につなげる。

## まとめ



これから休憩時間に安全に遊んだり、過ごしたりするために学んだことや頑張りたいことを振り返りシートに書き、発表する。

！ 自分のことだけでなく、他者にも目を向けさせる。

## 【災害共済給付に関するお知らせ】

### (1) 「こども家庭庁」への移管について

令和5年4月1日より、「こども家庭庁」が設置されることに伴い、JSCが行う災害共済給付に関する事務所掌が、「文部科学省」から「こども家庭庁」に移管されることとなります。



「こども家庭庁」へ移管後も、引き続き、JSCが災害共済給付を行います。

#### 【根拠法令】

##### ① こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号) 第4条第1項第10号(抜粋)

第4条 こども家庭庁は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
10 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に関すること。

##### ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号) 第15条第1項第7号(抜粋)

第15条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
7 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)につき、当該児童生徒等の保護者(中略)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

### (2) 契約・請求手続き等に関する文書の様式について

令和5年4月1日より、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)に規定している契約・請求手続き等に関する文書の様式(別記様式第1から別記様式第14)は、業務方法書から削り、JSCが新たに制定する「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱(以下「要綱」という。)」に定めることとなります。

令和5年4月1日以降も、これまでの様式をそのままご使用いただけます。  
※今後、様式に変更があった場合は、別途ホームページ等でお知らせします。



様式	文書名	根拠条項	
		令和5年3月まで	令和5年4月から
別記様式第1	災害共済給付契約申込書	業務方法書第17条	要綱第2条
別記様式第2	災害共済給付契約書	業務方法書第19条	要綱第2条
別記様式第3	災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書	業務方法書第20条	要綱第2条
別記様式第4	災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書	業務方法書第20条	要綱第2条
別記様式第5 その1	共済掛金支払明細書及び共済掛金控除額明細書	業務方法書第23条 業務方法書第24条	要綱第2条
別記様式第5 その2	共済掛金支払明細書	業務方法書第23条	要綱第2条
別記様式第6	共済掛金返還額明細書	業務方法書第24条	要綱第2条
別記様式第7	医療費支払請求書	業務方法書第26条 第1項第1号	要綱第2条
別紙1(1)	災害報告書(義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校用)		
別紙1(2)	災害報告書(幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所等用)		
別紙2	災害継続報告書		
別紙3(1)	医療等の状況		
別紙3(2)(ア)	医療等の状況(診療報酬領収済明細書)入院分		
別紙3(2)(イ)	医療等の状況(診療報酬領収済明細書)入院外分		
別紙3(2)(ウ)	医療等の状況(診療報酬領収済明細書)歯科分		
別紙3(3)	医療等の状況(柔道整復師用)		
別紙3(4)	医療等の状況(はり師・きゅう師用)		
別紙3(5)	訪問看護明細書		
別紙3(6)	治療用器具・生血明細書		
別紙3(7)	調剤報酬明細書		
別記様式第8	障害見舞金支払請求書		
別紙1	障害報告書		
別紙2	障害診断書(障害見舞金支払請求用)		
別記様式第9	死亡見舞金支払請求書	業務方法書第26条 第1項第3号	要綱第2条
別紙	死亡報告書		
別記様式第10	医療費支払請求書	業務方法書第26条 第2項第1号	要綱第2条
別記様式第11	障害見舞金支払請求書	業務方法書第26条 第2項第2号	要綱第2条
別記様式第12	死亡見舞金支払請求書	業務方法書第26条 第2項第3号	要綱第2条
別記様式第13	給付金支払通知書	業務方法書第29条	要綱第2条
別記様式第14	損害賠償災害報告書	業務方法書第31条	要綱第2条

※変更箇所到下線を引いています。





# 防犯対策紙芝居のご紹介



## はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～を活用した 学校現場での取組

平塚市防犯協会岡崎支部から、紙芝居「はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～」を使い、入学したばかりの新1年生に向けた防犯教室を行いたいとお話をいただきました。今回は平塚市立岡崎小学校の学級担任の先生に紙芝居を実施していただきました。

### 学校現場での取組

JSCで作成した成果物を用いた授業、教職員研修等の様々な事例がご覧いただけます。



### 児童たちの反応



不審者侵入対応訓練を実施した後だったので、真剣に聞いていました。



児童たちから「知らない人について行ってはいけないだね。」という声がかれ、「いかのおすし」を繰り返し言い合っていました。



## はなちゃんのかえりみち いかのおすし



紙芝居は電子黒板やタブレットでの投影も可能です。



紙媒体の貸し出しも承っております。ご希望の方はご連絡ください。

連絡先 03-5410-9154 (安全支援課)  
anzenjoho@jpnspport.go.jp

### 【日本スポーツ振興センター学校安全部地域担当窓口一覧】

地域	担当課	担当地域	TEL	FAX	所在地
仙台地域	仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	022-264-7633	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京地域	給付第二課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	03-5410-9136	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階（令和5年2月に移転しました。）
		東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163		
名古屋地域	名古屋業務推進課	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-533-7821	052-562-0688	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪地域	大阪業務推進課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6456-3601	06-6456-3666	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島地域	広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	082-222-2827	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡地域	福岡業務推進課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8720	092-771-7763	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※ お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

発行日：令和5年3月(第48号)

編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部(安全支援課)